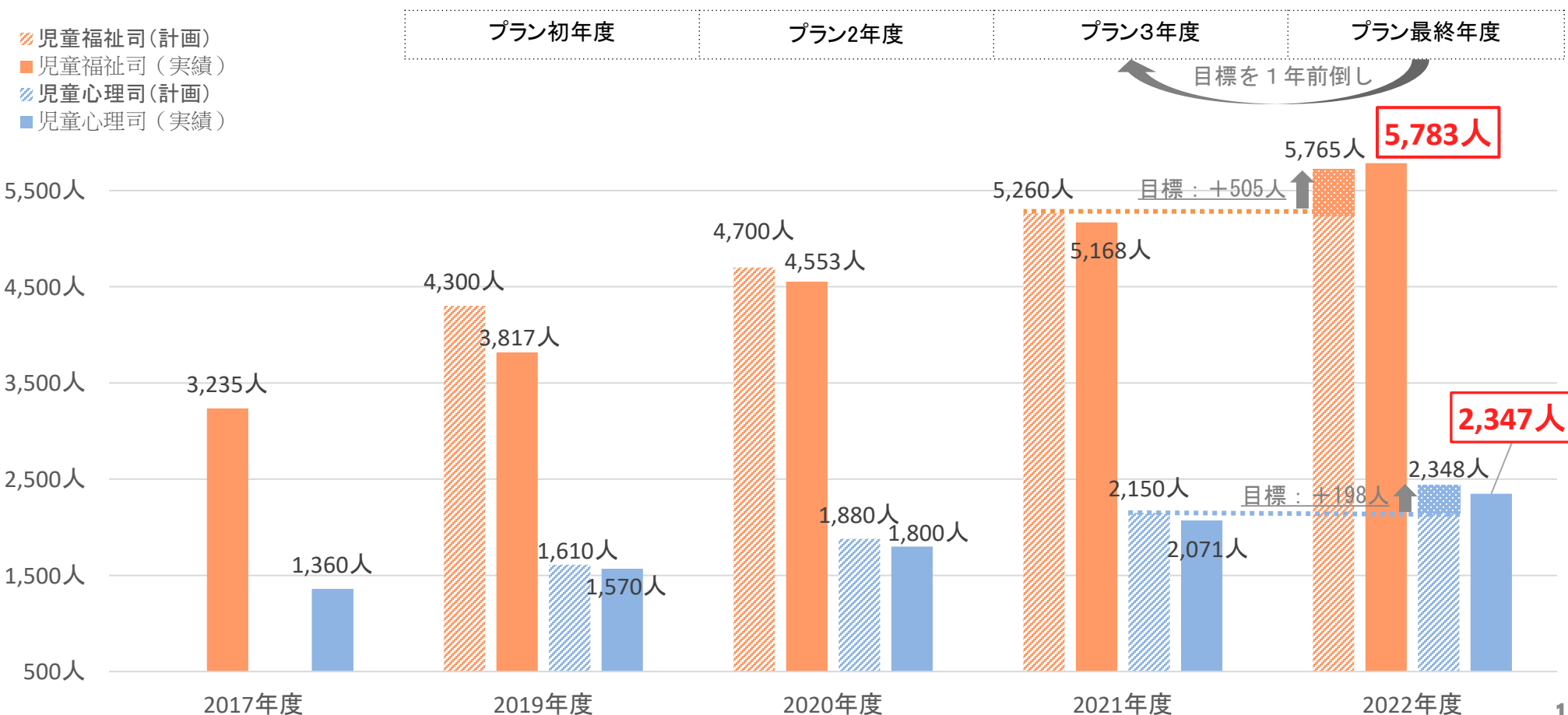


令和4年度の配置状況

- 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）では、4年間（2019年度から2022年度）で2,020人程度増員することを目標とし、その増員目標を1年前倒しで概ね達成したところ、児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加していること等に鑑みて、令和4年度は更に505人の増員を目標としていた。
- 令和4年度の児童福祉司の配置状況については、年度内に5,783人の体制となり、この目標を達成。
- 令和5年度以降の児童相談所の体制については、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、次期プランである「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を令和4年12月に策定した。
 ※児童心理司についても、同様の考え方により198人の増員を目標（約2,150人→約2,348人）としていたところ、令和4年度内に2,347人の体制となり、概ね達成。



新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランのポイント

(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)

「児童虐待防止対策の更なる推進について」(令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定する。

対象期間：令和5年度から令和8年度まで

<児童相談所>	令和4年度実績	目標	増員数
児童福祉司	5,780 人程度	→ 6,850 人程度 (令和6年度)	令和5・6年度で + 1,060 人程度
児童心理司	2,350 人程度	→ 3,300 人程度 (令和8年度)	令和5～8年度で + 950 人程度

(注) 令和4年改正児童福祉法によるこども家庭センターについて、令和6年度の発足に向け、必要な体制等について検討を行うとともに、令和5年中に設置目標を定める。

※ 令和4年改正児童福祉法による一時保護開始時の司法審査の令和7年度までの導入を含め、「児童虐待防止対策の更なる推進について」等を踏まえ、必要に応じ、本プランの見直しを検討する。